答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事(以下「実施機関」という。)が平成24年3月8日付けで行った、「第6期埼玉県男女共同参画審議会公募委員応募者の作文」(以下「本件対象文書」という。)の不開示決定については妥当である。

2 異議申立て及び審議の経緯

(1) 本件異議申立人(以下「申立人」という。)は、平成24年2月28日付けで埼 玉県情報公開条例(以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、実施機関に対 し次の開示請求を行った。

第6期埼玉県男女共同参画審議会委員公募の際に応募者から提出された各「作文」(男女共同参画に関するテーマで800字程度。2010年4月1日~21 日提出)。

- (2) これに対し実施機関は、本件対象文書を特定し、これらについて平成24年3 月8日付けで条例第10条第1号に該当するとして不開示決定(以下「本件処分」 という。)を行い、申立人に通知した。
- (3) 申立人は、平成24年4月4日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求めて異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年5月29日に実施機関から 条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、併せて開示決定等理由説明 書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、申立人から、平成24年7月13日に意見書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、平成24年8月3日に実施機関の職員から意見聴取を行うととも に補充理由説明書の提出を受けた。
- (7) 当審査会は、平成24年10月2日に申立人の口頭意見陳述を聴取した。

3 申立人の主張の要旨

申立人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 「作文」(800字)の記述の中には、普通、個人識別情報が含まれていることはほとんどない。少なくとも、自分の氏名・住所は書かない。したがって、「作文」自体は、全体として個人識別情報(条例第10条第1号本文前段)に該当するものではない。公にされている「他の情報」と組み合わせても同様である。
- (2) 「作文」が条例第10条第1号本文前段に該当しなくても、同1号本文後段に該当するかもしれない。しかし、「作文」の内容は、国及び県の男女共同参画政策を踏まえて、応募者の男女共同参画に関する考えを提案したものに過ぎず、個人の私的生活における思想・信仰・信条あるいは社会的差別に関する考えを披歴したものではない。ましてや自己の刑事罰・民事罰や病歴などに関する事項を述べたものではありえない。したがって開示されても応募者に精神的苦痛を与えたりするおそれはない。ゆえに作文を開示しても、応募者の個人的な権利利益を侵害するおそれはない。
- (3) すでに「作文」(小論文)を開示している自治体があり、また、募集案内で開示を予告したり、審議会資料とすること、あるいは市民委員分のみ公開することを明記している自治体もある(いずれも、個人識別情報の開示・公開はしない)。これらの事例からいえることは、「作文」の内容は、通常の"市民の声・要望"あるいは"請願・陳情"のようないわゆる"政策提案情報"として取り扱われているということである。
- (4) 附属機関市民委員の公募は、県政への市民参加の手法として導入されたものであり、したがって、その選考過程の公正性と透明性は充分に確保されなければならない。そのためにも「作文」の内容が県民自身の目にふれることは必要不可欠であり、よって、「作文」の開示は個人の権利利益を侵害しないばかりでなく、公表予定情報ともいえる。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 埼玉県男女共同参画審議会委員募集要領では、予め応募者に提出された作文を公

開すると告知しておらず、また、過去において公開したことはない。応募者は、作文を提出するに当たり、それが後に公にされることは予測せずに、自由に各人の意見等を述べているもので、公にすることが予定されている情報に該当するとはみなし得ない。仮に応募された作文が開示されることになると、次回の公募からは、応募者は公開されることを前提とした作文を作成することになり、各人の経験や思想信条等の自由な記述が阻まれるおそれがある。

応募者が作成した作文は、各人の人格、思想、社会観等と密接に結びついたものであることが明らかであるから、それらの意見等を対社会に開示すべきかどうか、社会のどの範囲に開示すべきかについては、元来各応募者が自ら決すべき利益を有していると認めるのが相当であり、行政が任意に公にすれば個人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第1号に該当するものとして不開示とした。

(2) 本件対象文書は、「第6期男女共同参画審議会委員募集要領」(以下「募集要領」 という)に基づき提出された42名分である。いずれも「男女共同参画社会の実現 について」など男女共同参画に関するテーマに沿って自らの意見や案を記述した手 書き又はワープロ打ちの文書であり、「思想、信条等に関する情報」をはじめ、「社 会的地位及び活動に関する情報」などで構成されているものであることから「個人 に関する情報」に該当する。

条例第10条第1号本文後段では、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を開示しない、としている。匿名の作文、無記名の個人の著作物や研究論文等、個人の人格と密接に関係するものおよび公にすれば個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものが該当する。

本件対象文書には、応募者の氏名、自らの男女共同参画についての意見、感想、 要望、提案、あるいは自己の経験などが記載されている。

そして、本件対象文書に記載されている意見等は、たとえ氏名などの個人が識別できる記述がなくても、個人の人格と密接に関係すると認められるものであるから「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

よって、後段を含め応募者の作文全体が条例第10条第1号に規定する個人情報であり、ただし書き以下のイ、ロ、ハのいずれも当てはまらないことから不開示と

している。

(3) 条例第11条第2項の規定は、公文書に個人識別情報(条例第10条第1号)が 記録されている場合に個人識別性のある部分を除くことによる部分開示について定 めたものである。

埼玉県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準(知事)の第4「部分開示に関する判断基準」の5(2)では「特定の個人を識別することができることとなる部分を除くことにより、誰に関する情報であるかがわからなくなれば、残りの部分については、通常、個人に関する情報としての保護の必要性は乏しくなるが、当該部分を除いても、開示することが不適当と認められるものもある。」としており、具体例として「作文等個人の人格と密接に関連する情報が記録された公文書等、特定の個人を識別させる部分を除いても開示することが不適当であると認められるものは、不開示とする。」としている。

よって、本件対象文書全体が不開示となるものである。

5 審査会の判断

(1) 埼玉県男女共同参画審議会について

埼玉県男女共同参画審議会は、男女共同参画の推進に関する、基本的かつ総合的な施策及び重要事項の調査審議などを行うために、埼玉県男女共同参画推進条例第10条の規定に基づき設置されている。委員の任期は2年で、定数は20人以内とされており、そのうちの4名程度を男女共同参画の推進に関する活動を行っている者から公募しているものである。公募委員の選任にあたっては、まず募集要領に基づき提出された、申込者全員の作文について選考を実施し、その後、作文による選考を通過したものを対象に、面接による選考を実施し選任している。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、募集要領に基づき提出された42名分の作文で、実施機関は、 本件対象文書が条例第10条第1号に該当するとして不開示決定を行ったものであ る。

(3) 本件異議申立てについて

申立人は、本件対象文書について、実施機関が不開示とした部分は条例第10条

第1号に該当しないとして異議申立てを行ったものである。

(4) 条例第10条第1号について

条例第10条第1号は、不開示情報として前段で「氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を、さらに後段で「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」をあげている。この後段は、個人が識別されない部分であっても、それを開示することが個人の権利利益を害することがありうるという前提に立ち、かかる部分は開示を禁じる趣旨である。これは、個人の人格と密接に関係する情報については、当該個人がその情報をコントロールすることが可能であるべきで、本人の同意なしに第三者に流通させることは適切ではなく、個人識別性がない場合であっても、開示されるべきではないからである。こうした情報としては、匿名の作文、無記名の個人の著作物や研究論文等が含まれるとされている。

(5) 条例第10条第1号の該当性について

本件対象文書について審査会で見分したところ、いずれも「男女共同参画社会の 実現について」など男女共同参画に関するテーマに沿って応募者が自らの意見や提 案、要望、自己の経験などを記述した、手書き又はワープロ打ちの文書で、作文に は氏名の記載を求めていないが、応募者の多くは冒頭に記入していることが認めら れた。

募集要領には、提出された作文の取扱いとして「応募用紙等の個人情報については委員の選考以外には使用しない」と記載されている。このため、応募者はこれが一般に公開されることを予想若しくは承諾して提出したものとは認められない。むしろ了解なく開示されることはないと考え、自己の経験や信条等に基づく意見や提案を自由な発想で述べたものと解するのが相当である。こうした個人の人格に密接に関係する情報についての開示の可否は、応募者自らが決定すべき利益を有していると解すべきであり、それはたとえ個人の氏名など個人識別情報を除いたとしても同様であると解される。

したがって、本件対象文書は、個人の権利利益を害するおそれのあるものとして 条例第10条第1号後段に該当し、全部不開示とすべきとする実施機関の主張は妥 当である。

また、これらの情報は、同号ただし書イの「法令若しくは他の条例により又は慣

行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とはいえず、同号ロ 及びハにも該当しない。

よって、実施機関が本件対象文書について、条例第10条第1号に該当するとしてその全部を不開示としたことは妥当である。

(6) その他

申立人は「附属機関市民委員の公募は、県政への市民参加の手法として導入されたもので、選考過程の公正性と透明性は充分に確保されなければならず、そのためにも作文の内容が県民の目に触れる必要があり、公表予定情報ともいえる」旨主張する。

このことについては、本件対象文書は、(5)までの判断により、条例第10条 第1号に該当するもので、申立人の主張自体は認められるものではない。

しかし、申立人が主張する委員の公募の際の「選考過程の公正性と透明性の確保」 という視点は確かに重要である。自治体の中には、公募委員を募集する際に提出さ れた作文について開示している事例もあり、一つの方向性を示すものではある。

また、本件では、「募集要領」には応募作文の扱いについて公表するか否か、何ら触れられていない。このような状況で、仮に作文が一般に公開されるようなことがあるとすれば、たとえ応募作文には個人識別情報が含まれているということに留意したうえであるとしても、応募者を混乱させることは容易に想像しうることである。

そこで、公募委員を募集する際に、その作文の取扱い方針を事前に明確にして、 その旨を募集要領等に記載することも検討に値するものであることを付記してお く。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

管野 悦子、田代 亜紀、田村 泰俊

審議の経過

年 月 日	内 容
平成24年 5月29日	諮問を受ける(諮問第233号)
平成24年 5月29日	実施機関から開示決定等理由説明書を受理
平成24年 7月13日	申立人から意見書を受理
平成24年 8月 3日	実施機関から説明、補充理由説明書の提出及び審議
	(第一部会第75回審査会)
平成24年 8月23日	審議(第一部会第76回審査会)
平成24年10月 2日	申立人から意見陳述聴取及び審議
	(第一部会第77回審査会)
平成24年10月30日	審議(第一部会第78回審査会)
平成25年 1月10日	審議(第一部会第79回審査会)
平成25年 2月19日	審議(第一部会第80回審査会)
平成25年 3月18日	答申(答申第183号)